



インスピレーションになろう

国際ロータリー第2500地区第3分区

Asahikawa Morning Rotary Club 旭川モーニングロータリークラブ 会報



ホームページ

<http://www.asahikawamrc.com/>

第1192回 例会 № 14

10月の月間テーマ

経済と地域社会の発展・米山月間

平成30年10月18日(木) AM7:30~8:30

本日の例会プログラム 会員の時間 井上 雄樹会員

場所 アートホテル旭川 2Fロアン

会長挨拶 嵯城 俊明会長



14日に開催された旭川市民防犯大会に出席してきました。

「犯罪のない安全で安心な地域社会」の実現は、私たち旭川市民の共通の願いであり、市民生活や社会経済の基盤となるものです。

私たちは、この目標の達成に向け、市民一人一人が自分たちの出来る範囲で自主防犯活動を行い、安全で安心な地域社会の早期実現に向けた高い志を次の世代にしっかり引き継いでいく責任があります。

しかし、私たちの身近なところでは、高齢者を狙った振り込め詐欺などの「特殊詐欺」、住民の生活の場での「自転車盗難」や「車上ねらい」など様々な犯罪が発生し、全国的には下校途中の小学生が被害となる殺人事件、いじめによる少年の自殺、インターネットを利用したサイバー犯罪、飲酒運転による交通死亡事故など、多種多様な事件が日々のニュースを賑わせており、日常生活での不安を拭いきれません。

また、子供や女性に対する声かけや、不審者の発生も多くみられており、この種の事案は、子供や女性を対象とした凶悪事件に発展することもあるため、軽視することは出来ません。

旭川市の未来を担う子供たちの健やかな成長を育むためには、子供たちが安心・安全に暮らせる「犯罪のない安全な地域づくり」が欠かせません。

このような中で、私たち一人一人が今以上に防犯意識を高めるとともに「あいさつ」「みまもり」「たすけあい」など、日常生活の中で出来ることから、自主的な防犯活動の輪を広げ、地域の絆を深めていくことが強く求められているのです。

これは「旭川市民防犯宣言」より抜粋させて頂きました。我々も市民の一人としてこのような意識を高く持つ必要があるのではないのでしょうか。



本日のロータリーソング 奉仕の理想

四つのテスト唱和 坂本 信一会員



親睦委員のみなさん&中岡さん



小柳副会長

本日のビジター 富良野RC 荒木 毅様



富良野RC15周年の時にはお世話になりました。

先月の北海道胆振東部地震で、報道の多い厚真町だけではなく、むかわ町も大きな被害がありました。

特に、むかわ町の商店街は壊滅的な状況にあります。

私たちは、むかわ町商工会に70万円の寄付を致しました。

地震に伴い発生した大規模停電の復旧には、東電から30名の技術者が派遣されてきたそうです。

私たちは、災害時のJRの復旧作業の体制について、提言していきたいと思っています。

荒木様にはお土産にと、たくさんの落穂募金を頂きました。有難うございます。



旭川モーニングロータリークラブ 10月18日
第1192回例会 会務報告

- 1. 公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会より、『ハイライトよねやま 223号』収受。
- 2. 国際ソロプチミストルンベル旭川より、『10周年記念 会報10号』収受。
- 3. 西川将人 旭川市長より、『ごみのポイ捨て禁止運動秋季街頭啓発 及びごみ拾い実践活動への参加・協力に対するお礼状』収受。
- 4. 市内ロータリークラブより、9月分クラブ会報 収受。

委員会報告 朝倉 米山推進委員



今月は米山記念奨学会推進月間です。
本日より、寄付金を集めていますので 皆さん宜しくお願い致します。



ニコニコBOX

朝倉 直博会員

前回例会 お誕生日ありがとうございました。



竹村 陽子会員

荒木様、本日のご来訪ありがとうございます。
また、先週はお休みして申し訳ありません。メーキャップして100%にしますね！

H30年10月18日 ニコニコBOX 2件 5000円 年度累計 145000円

出席報告 橋本 親睦委員



* 旭川モーニングRC 出席報告 *

- * 本日の出席 第1192回例会 総員28名
10月18日 出席22名
出席率78.57%
- * 修正出席 第1190回例会 総員28名
10月4日 修正出席24名
修正出席率85.71%
- * ビジター 富良野RC 荒木 毅 様
- * メークアップ 10/11 坂本信一・竹澤元男 (旭川東北RC)
10/18 竹村陽子・小林睦明 (旭川東RC)

★★ 11月の例会スケジュール(予定) ★★

◎ 11月 1日(木)	臨時総会・委員会スピーチ【竹村陽子会員】 (7:30 アートホテル旭川)
◎ 11月 8日(木)	大妻会長の特別【大久保会員】 (7:30 アートホテル旭川)
◎ 11月15日(木)	ゲストスピーチ【畠田 幸利 様】 (7:30 アートホテル旭川)
◎ 11月22日(木)	休 会
◎ 11月29日(木)	会員の特別【坂本会員】 (7:30 アートホテル旭川)

食事の無断を省く為、例会にご欠席の際は事前に事務局へご連絡をいただけますよう、ご協力をお願い致します。【事務局 中岡 氏 25-1551】

♪ 11月中 例会変更のお知らせ ♪

11月 1日(木)	旭川東北RC	休 会	トーヨーホテル
11月 2日(金)	旭川 RC	議 事 諮 問	O M O 7
11月12日(木)	旭川南 RC	商 会 登 壇	アートホテル
11月13日(金)	旭川西 RC	夜 間 会	愛神楽町工芸会1F
11月14日(木)	旭川北 RC	夜 間 会	O M O 7
11月15日(木)	旭川東北RC	早 朝 会	トーヨーホテル
11月19日(月)	旭川南 RC	休 会	アートホテル
11月20日(火)	旭川西 RC	夜 間 会	アートホテル
11月21日(水)	旭川北 RC	休 会	O M O 7
11月22日(木)	旭川南 RC	休 会	アートホテル
11月22日(木)	旭川東北RC	休 会	トーヨーホテル
11月27日(火)	旭川西 RC	夜 間 会	アートホテル
11月27日(火)	旭川東北RC	修 習 会	愛神楽町工芸会1F
11月29日(木)	旭川南 RC	夜 間 会	アートホテル
11月29日(木)	旭川東北RC	夜 間 会	トーヨーホテル



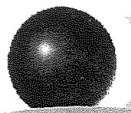
本日のメニュー

食事と懇談



橋本会員

朝倉会員



検討経緯

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 法務局における遺言書の保管等に関する法律

法務省民事局 平成30年7月

検討経緯

- 平成25年9月 嫡出でない子の相続分についての最高裁違憲決定
平成25年12月 上記決定を踏まえた民法改正
→ 国会審議等において、民法改正が及ぼす社会的影響に対する懸念や配偶者の保護の観点からの相続法制の見直しの必要性等について問題提起
平成26年1月～平成27年1月 相続法制検討WTにおける検討（法務省）

審議経過

- 平成27年2月 法務大臣による諮問
平成27年4月 部会における調査審議開始
平成28年6月 中間試案（決定）
平成28年7月～9月末日 パブリックコメント（中間試案）
平成29年7月 追加試案（決定）
平成29年8月～9月22日 パブリックコメント（追加試案）
平成30年1月16日 部会（第26回会議）における要綱案決定
平成30年2月16日 総会における要綱決定・法務大臣への答申
平成30年7月6日 参議院本会議において法案の可決・成立（7月13日 公布）

改正法の骨子

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

- 配偶者短期居住権の新設 新民法1037条-1041条関係
配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその居住建物を使用できるようにする。
- 配偶者居住権の新設 新民法1028条-1036条関係
配偶者の居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認める法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする。

第2 遺産分割等に関する見直し

- 配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示推定規定）新民法903条④関係
婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産の遺贈又は贈与がされたときは、持戻しの免除の意思表示があったものと推定し、被相続人の意思を尊重した遺産分割ができるようにする。
- 仮払い制度等の創設・要件明確化 新民法909条の2関係
相続された預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設する。
- 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲
相続開始後に共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合に、計算上生ずる不公平を是正する方策を設ける。 新民法906条の2関係

第3 遺言制度に関する見直し

- 自筆証書遺言の方式緩和 新民法968条関係
自筆でない財産目録を添付して自筆証書遺言を作成できるようにする。
- 遺言執行者の権限の明確化 新民法1007条、1012条-1016条関係
- 公的機関（法務局）における自筆証書遺言の保管制度の創設（遺言書保管法）

第4 遺留分制度に関する見直し

遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的效果が生ずるとされている現行の規律を見直し、遺留分権の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずるものとしつつ、受遺者等の請求により、金銭債務の全部又は一部の支払につき裁判所が期限を許与することができるようにする。 新民法1042条-1049条関係

第5 相続の効力等に関する見直し

相続させる旨の遺言等により承継された財産については、登記等の対抗要件なくして第三者に対抗することができることとされていた現行法の規律を見直し、法定相続分を超える権利の承継については、対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができないようにする。 新民法899条の2関係

第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができる制度（特別の寄与）を創設する。 新民法1050条関係
特別の寄与の制度創設に伴い、家庭裁判所における手続規定（管轄等）を設ける。 新家事事件手続法216条の2-216条の5関係

○ 施行期日

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日（原則）

ただし、第3の1 公布の日から6か月を経過した日（平成31年1月13日）

第1及び第3の3 公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日

昭和55年以来約40年ぶりの大幅見直し





JACK-O-LANTERN